

特定教育・保育施設及び地域型保育事業について

【経過報告】

1 市町村事業計画

- H27. 2. 6 第5回子ども・子育て会議にて最終確認
 H27. 2. 18 「小樽市子ども・子育て支援事業計画」決定
 H27. 3. 11 " 小樽市議会に報告

2 施設等の変更

- H27. 3. 31 長橋保育所 廃止
 H27. 4. 1 あかつき保育園 認定こども園(保育所型)へ移行

<施設数>

区分	幼稚園	保育所	認定こども園	合計
26年度当初	12	21	2	35
26年度中の増減		-2 長橋保育所 あかつき保育園	+1 あかつき保育園	-1
27年度当初	12	19	3	34

⇒別紙に
内訳掲載

(※長橋保育所廃止は計画策定前から決まっていたため、計画の需給(数値)には含まれていない。)

3 利用定員

H27. 3. 12～3. 19 特定教育・保育施設の利用定員に係る協議 (北海道後志総合振興局)

<計画の需給に関わる利用定員の動向>

区分	幼稚園	保育所	認定こども園	合計
増減内容	—	①保育園 (2号)(3号)定員 70名⇒60名 -10名	②認定こども園 (1号)定員 40名⇒35名 -5名 ③認定こども園 (1号)定員 0名⇒5名 +5名	保育園 (2号)(3号)定員 -10名

(※①～③ いずれも計画の需給(数値)に影響が生じる。)

別紙

2 施設等の変更 <施設内訳>

[27年度当初]

幼稚園 (12)	保育所 (19)	認定こども園 (3)
小樽杉の子幼稚園	蘭島保育園	手宮幼稚園 [幼稚園型]
長橋幼稚園	相愛保育所	桂岡幼稚園 [幼保連携型]
いなほ幼稚園	龍徳オタモイ保育園	あかつき保育園 [保育所型]
小樽オリーブ幼稚園	赤岩保育所	
小樽藤幼稚園	手宮保育所	
ローズ幼稚園	中央保育所	
小樽中央幼稚園	愛育保育園	
まや幼稚園	杉の子保育園	
小樽幼稚園 (※)	最上保育所	
小樽高田幼稚園	日赤保育所	
さくら幼稚園	ゆりかご保育園	
朝里幼稚園	奥沢保育所	
	若竹保育所	
	龍徳保育園	
	あおぞら保育園	
	新光保育園	
	さくら保育園	
	さくら乳児保育園	
	銭函保育所	

(※) 新制度に移行した幼稚園

認定こども園

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従 事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

【 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定 】

(1) 小規模保育事業

H27. 9. 3 NPO 法人 かもめ保育園 小規模保育事業A型の認可申請
(事業開始希望年月日 H27. 10. 1)

<利用定員>

区分	0歳	1歳	2歳	合計
施設定員	3名	6名	6名	15名
H24-H26平均	4名	4名	10名	18名
H24-H26最大	6名	6名	14名	26名
H27 (9/1)	0名	8名	3名	11名
事業者の希望定員	3名	6名	10名	19名
利用定員	3名	6名	10名	19名

(2) 新制度移行予定の幼稚園 (いずれの幼稚園も平成28年4月1日移行を希望)

① **A幼稚園** H27. 9. 4 特定教育・保育施設の確認申請あり

<利用定員>

認可定員	H24-26平均	H27 (5/1)	事業者の希望定員	利用定員
120名	116名	101名	120名	120名

② **B幼稚園** 特定教育・保育施設の確認申請(予定)

<利用定員>

認可定員	H24-26平均	H27 (5/1)	事業者の希望定員	利用定員
90名	76名	75名	90名	90名

※参考

*確認制度～市町村が認可・認定を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づき、各施設・事業等の類型に応じて、認定区分ごとに利用定員を定めて給付の対象となることを確認するもの。

◇特定教育・保育施設の確認 (法第31条) ◇地域型保育事業者の確認 (法第43条)

*利用定員～市町村が確認において定め、給付費の単価水準を決定するもの。

市町村の確認制度（運営基準）

新制度は市町村が実施主体であり、事業者の皆さまが施設型給付・委託費、地域型保育給付を受けるためには、市町村の確認を受ける必要があります。

■給付を受ける施設・事業者の確認について

- 施設・事業者は、所在地の市町村から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者として「確認」を受ける手続きが必要です。

※施設型給付の支給に係る施設として確認した施設を「特定教育・保育施設」と言います。

- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。

- 1 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
- 2 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、保育（3号）認定は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- 3 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員が設定されます。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えても柔軟に受け入れられます（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応することになります。

- 翌年度の正式な園児募集を開始する前に、上記の確認の手続きを所在地市町村の案内に従って行ってください。

■運営基準等について

【法人格】

- 給付を受ける特定教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が求められます。

※新制度施行前に認可・認定を受けている幼稚園・保育所・認定こども園については、新制度施行時から参加する場合には、法人格を有さなくても給付の対象となります。

- 地域型保育事業者については、法人でない場合も対象になります。

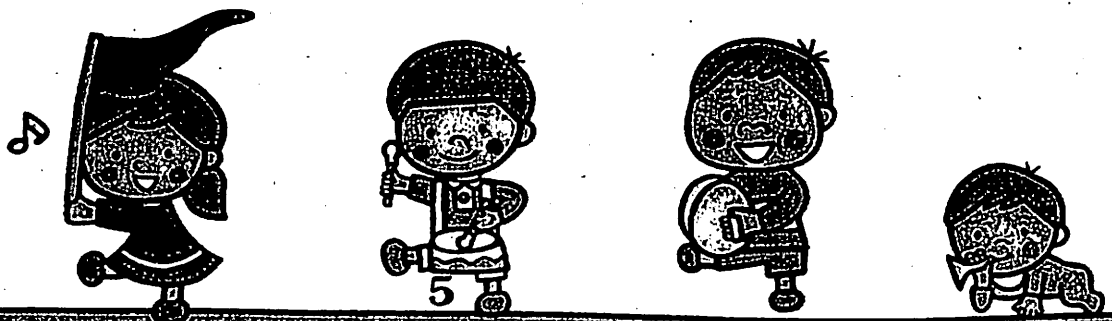
【運営基準の遵守】

- 施設の設備、職員配置などの認可基準を満たすほかに、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める運営基準を守っていただく必要があります。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行います（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

【辞退】

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、「事前の届出」「3ヶ月以上の予告期間の設定」「利用者の継続利用のための調整義務」が課されます。

※施設・事業自体から辞退する場合は、都道府県知事等の認可等が必要です。



■運営基準の分類と主な事項

●市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項です。

利用開始 に伴う基準

- 内容・手続きの説明、同意、契約
- 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
- 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
- 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

教育・ 保育の提供 に伴う基準

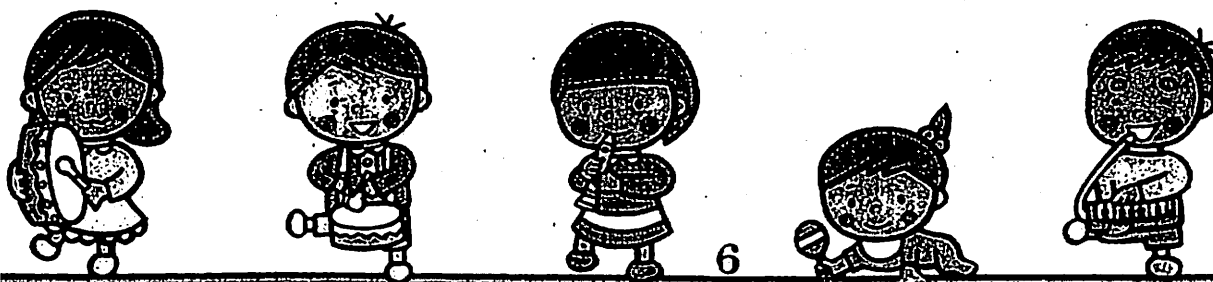
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- 子どもの心身の状況の把握
- 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)
- 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)
- 利用者負担の徴収(上乗せ徴収や実費徴収に係る保護者の同意等)
- 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)
- 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

管理運営 に関する基準

- 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示
- 秘密保持、個人情報保護
- 非常災害対策、衛生管理
- 事故防止及び事故発生時の対応
- 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)
- 苦情処理
- 会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)
- 記録の整備

撤退時 の基準

- 確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)



家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

1. 家庭的保育事業等とは

原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

類型	内容
(1)家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を実施
(2)小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施
(3)事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもに保育を実施
(4)居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等に保護者の自宅で1対1で保育を実施

2. 基準を定める目的

新制度において、市町村が事業者を「認可」するため。

3. 基準の概要

		(1)家庭的保育事業	(2)小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記配置基準+1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記配置基準+1名	0~2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士+保育従事者 (1/2以上保育士)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
設備・面積	保育室等	0歳~2歳児 3.3㎡/1人 (部屋の面積9.9㎡以上) 遊戯等に適した広さの庭 3.3㎡/1人	0歳・1歳児 3.3㎡/1人 2歳児 1.98㎡/1人 屋外遊戯場 3.3㎡/1人	0歳・1歳児 3.3㎡/1人 2歳児 1.98㎡/1人 屋外遊戯場 3.3㎡/1人	0歳~2歳児 3.3㎡/1人 屋外遊戯場 3.3㎡/1人
	給食	自園調理 調理設備 調理員	自園調理 調理設備 調理員	自園調理 調理設備 調理員	自園調理 調理設備 調理員

		(3)事業所内保育事業		(4)居宅訪問型保育事業	保育所
		定員20名以上	定員19名以下		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ※常時2人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記配置基準+1名	0~2歳児 1:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ※常時2人以上
	資格	保育士	保育士+保育従事者 (1/2以上保育士)	家庭的保育者	保育士
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児 乳児室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人 2歳児 保育室等 1.98㎡/1人 屋外遊戯場 3.3㎡/1人	0歳・1歳児 3.3㎡/1人 2歳児 1.98㎡/1人 屋外遊戯場 3.3㎡/1人		0歳・1歳児 乳児室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人 2歳児以上 保育室等 1.98㎡/1人 屋外遊戯場 3.3㎡/1人
	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 調理設備 調理員		自園調理 調理室 調理員

※(1)~(3)の「給食」について、調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入可。その場合は調理員不要。